

議案第 2 2 1 号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 4 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和 3 2 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 2 章 都市公園の管理（第 3 条～第 1 8 条の 4）

第 3 章 雑則（第 1 9 条～第 2 8 条）

第 4 章 委任（第 2 9 条）」

を

「第 2 章 都市公園の設置

第 1 節 都市公園の設置に関する基準（第 2 条の 2～第 2 条の 4）

第 2 節 移動等円滑化のために必要な基準等（第 2 条の 5～第 2 条の 1 6）

第 3 章 都市公園の管理（第 3 条～第 1 8 条の 4）

第 4 章 雑則（第 1 9 条～第 2 8 条）

第 5 章 委任（第 2 9 条）」

に改める。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「及びこれに基づく命令」を

「、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）及び都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第4章を第5章とし、第3章を第4章とし、第2章を第3章とし、第1章の次に次の1章を加える。

第2章 都市公園の設置

第1節 都市公園の設置に関する基準

（都市公園の設置基準）

第2条の2 本市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第2条の3 都市公園の設置は、その特質に応じて市内における分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次の各号に掲げる都市公園の特質に応じ、当該各号に規定するところにより、その配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。
- (4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等

総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とする。

- 2 前項に定めるもののほか、政令第2条第2項に規定する事項を目的とする都市公園を設置する場合にあっては、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるよう配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の4 1の都市公園に公園施設として設ける建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならないものとする。ただし、都市公園に次の各号に掲げる建築物を設ける場合においては、その建築面積の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、当該各号に定める割合を限度として、これを超えることができる。

- (1) 政令第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度としてこの条の本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。
- (2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち政令第6条第1項第2号に定める建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度としてこの条の本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(3) 政令第6条第1項第3号に規定する屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度としてこの条の本文又は前2号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(4) 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設ける建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。以下同じ。）を設ける場合においては、当該仮設公園施設に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度としてこの条の本文又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第2節 移動等円滑化のために必要な基準等

（都市公園移動等円滑化基準）

第2条の5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する特定公園施設（同法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。）の新設、増設又は改築を行う場合の移動等円滑化（同条第2号に規定する移動等円滑化をいう。）のために必要な基準は、この節に定めるところによる。

（園路及び広場）

第2条の6 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の

状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、当該水平面を縮小することができる。

エ 路面は、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

オ 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設するものとする。

カ 視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第11条第2号に規定する点状ブロック等又は同令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に併設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を敷設すること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。

イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形

の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設するものとする。

ウ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

エ 3パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合は、途中に長さ150センチメートル以上、幅180センチメートル以上の水平区間を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、園路際に車椅子使用者の利用に支障のない退避スペースを設置するものとする。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

キ 両側は、転落を防止する構造とすること。

ク 必要に応じて、手すりを設けること。

ケ 視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

コ 縁石を設ける場合は、切下げの有効幅員は120センチメートル以上とし、段差は2センチメートル以下とし、すりつけ勾配は8パーセント以下とすること。

サ 排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、片側のみとすることができる。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を点字により表示すること。

ウ 回り段がないこと。

エ 踏面は、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 両側は、転落を防止する構造とすること。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

カ 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 手すりの端部の付近には、段の通ずる場所を点字により表示すること。

ク 両側は、転落を防止する構造とすること。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

(7) 次条から第2条の13までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項に規定する主要な公園施設に接続していること。

（屋根付広場）

第2条の7 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設するものとする。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

（休憩所及び管理事務所）

第2条の8 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設するものとする。

ウ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第2条の11第2項から第5項まで及び第2条の12の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、前項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第2条の9 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が

利用する野外劇場を設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

- (1) 出入口は、第2条の7第1号の基準に適合するものであること。
- (2) 出入口、車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）及び第4号に規定する便所のそれぞれの間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、有効幅員を90センチメートル以上とすることができる。

イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設するものとする。

ウ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

エ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

オ 路面は、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

カ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

- (3) 野外劇場の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を

乗じて得た数以上（収容定員が50以下の場合には2席以上）、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用観覧スペースを設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第2条の11第2項から第5項まで及び第2条の12の基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは140センチメートル以上であること。

(2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

(3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

（駐車場）

第2条の10 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければな

らない。

- (1) 幅は350センチメートル以上、奥行きは500センチメートル以上とすること。ただし、1以上の車椅子使用者用駐車施設は、幅は370センチメートル以上、奥行きは600センチメートル以上とすること。
- (2) 出入口に近接した水平な場所に設置すること。
- (3) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で表示すること。

(便所)

第2条の11 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 床面は、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
 - (2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。
 - (3) 前号により設けられる小便器には、手すりを設けること。
- 2 前項の場合において、1以上の便所は、同項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。
- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等用の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。
 - (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。
- 3 前項第1号の便房が設けられる便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。

イ 車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車椅子使用者が円滑に通過できる構造とすること。

ウ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

4 第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 便房の幅及び奥行きの内法は、それぞれ200センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を150センチメートル以上とすることができる。

(2) 出入口には、車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車椅子使用者が円滑に通過できる構造とすること。

(3) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(4) 腰掛便座及び手すりを設けること。

(5) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具及び洗面器を設けること。

(6) 緊急通報装置を必要に応じて設けること。

(7) 荷物台を必要に応じて設けること。

5 第3項第1号ア及びエ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。

第2条の12 前条第3項第1号ア、イ及びエ並びに第2号並びに第4項第1号及び第3号から第7号までの規定は、同条第2項第2号の便所に準用する。この場合において、同条第4項第1号及び第3号中「便房」とあるのは、「便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第2条の13 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(掲示板及び標識)

第2条の14 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

3 第2条の6から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第2条の6の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(一時使用目的の特定公園施設)

第2条の15 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、第

2条の6から前条までの規定によらないことができる。

(川崎市福祉のまちづくり条例の適用除外)

第2条の16 この節に定める基準が川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年川崎市条例第36号）第10条で定める公園に関する整備基準と同等以上であると認められる事項については、当該事項に限り、同条例第11条から第13条までの規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

都市公園法の一部改正に伴い、都市公園及び公園施設の設置基準を定めると、並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、都市公園移動等円滑化基準を定めることのため、この条例を制定するものである。